

台風・非常変災に関する臨時措置

岡山県立岡山一宮高等学校

- 1 岡山地域に「暴風警報」，「特別警報」が午前6時に発令中，または午前6時から始業時間までに発令された場合は自宅待機とし，午前10時までに解除されていない場合は臨時休校とする。
 - (1) 午前10時までに暴風警報，特別警報が解除された場合は，5限目から授業を実施する。
遠距離からの通学等のため，授業開始に間に合わない場合は学校に連絡する。
 - (2) 定期考査実施日の場合は，午前10時までに警報が解除されても臨時休校とし，その日に予定されていた考査の実施については後日指示する。翌日は予定どおりの考査を実施する。ただし，考査最終日が休校となった場合は翌日（平日）に実施する。
 - (3) 長期休業中の補習日は，午前10時までに警報が解除されても補習を中止する。
 - (4) その他の学校行事実施日の場合は，事前に指示する。
- 2 警報発令の有無に関わらず，地域により暴風・大雨・洪水・大雪・地震等のために登校が極めて困難と保護者が判断した場合は，自宅で待機し早急に学校へ連絡する。
- 3 その他各種の警報発令下等の非常変災時にあたっては，よく状況を判断して，安全の確保に細心の注意を払い，適切な通学方法・通学路を選んで登下校する。